

京都市教育委員会教育長告示第4号

京都市青少年科学センターの組織及び運営に関する規則第1条ただし書の規定に基づき、京都市青少年科学センターを次のとおり臨時に開館します。

平成18年5月16日

京都市教育委員会

教育長 門川 大作

臨時に開館する日	平成18年7月27日、平成18年8月3日、同月10日、同月17日、同月24日及び同月31日
----------	---

(青少年科学センター市民科学事業課)